

令和5年度全国社会就労センター協議会 事業計画

本年度は、令和4年度に公布された改正障害者総合支援法(「就労選択支援の創設」や「就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用の法令上の位置づけ」等)の施行に向けた準備が求められる。併せて、改正障害者総合支援法の内容を踏まえた、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の議論への対応が求められる。

また、優先調達推進法が平成 25 年4月1日の施行から 10 周年を迎えることから、 これまでの状況を振り返るとともに、これからの 10 年を考える年度となる。

このような状況を受け、本会では、令和3年度に策定した「SELP Vision 2030」のめざす姿を実現するために、事業を実施する。

【SELP Vision 2030のめざす姿】

障がいの有無や年齢、国籍に関係なく、誰もが地域のなかで必要とされ、 自分の力を活かして楽しく働いて活躍し、限りある地球の資源を大切にしな がら、ともに心豊かに安心して暮らせる未来

併せて、倫理綱領で人権尊重、利用者主体のサービス提供を謳う本会にとって、養護者や施設従事者、使用者による障がい者虐待に代表される権利侵害は看過できない ものであり、権利擁護・虐待防止の徹底も進めていく。

<1>具体的な事業内容



楽しく働き、夢を実現!

社会に貢献できる人材を育成し、職員、障がいのある方の夢の実現を支援します

○ セルプ協は、SELP(会員社会就労センター)を支えるよりよい制度・施策の実現をめざして 国と協働するとともに、ICT や AI 等の先端技術も活用しながら社会に貢献できる人材の確 保・教育・育成を支援します。

【SELP を支えるよりよい制度・施策の実現に向けた取り組み】 社会就労センターに係る制度・政策・予算の改善に向けた対応

- (1)令和6年度障害福祉サービス等報酬改定への対応
 - ・ 社会就労センター実態調査(令和4年度実施)の結果等を踏まえ、令和6年度障害福祉 サービス等報酬改定の議論への対応を行う。
 - ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する情報を会員事業所に提供する。
- (2) 改正障害者総合支援法の会員事業所への周知
 - ・ 令和4年度に公布された改正障害者総合支援法の内容を会員事業所に周知する。
- (3)『「働く・くらす」を支える 就労支援施策のめざす方向(基本論)』の見直し
 - ・ セルプ協の考え方のベースとなる基本論の見直しの必要性を検討し、適宜必要な見直し を進める。また、基本論の見直し作業の中で明らかとなった課題等を整理し、厚生労働 省等への提言に繋げる。

【社会に貢献できる人材の確保・教育・育成の支援に向けた取り組み】 利用者支援の質の向上、事業所運営の安定化に資する大会・研修会等の開催

- (1)令和5年度全国社会就労センター総合研究大会(大分大会)
 - ・ 利用者支援の質の向上を図るとともに、会員間の連帯を高めることを目的に、「全国社会 就労センター総合研究大会」を以下のとおり開催する。

〔日程/会場〕9月14日・15日(2日間/対面開催)

/ホテル日航大分オアシスタワー・大分県労働福祉会館(大分県)

[定員/対象] 400 名/社会就労センターの役職員(管理者・職員等)

(2)令和5年度全国社会就労センター長研修会

- ・ 事業所運営の安定化に繋がる情報提供を行うことを目的に、「全国社会就労センター長研修会」を以下のとおり開催する。
 - 〔日 程〕令和6年2月(2日間/調整中)
 - 〔対 象〕社会就労センターの施設長・管理者・事務長
 - ※ 会場、定員、開催方法は現在調整中。
- (3)令和6年度全国社会就労センター総合研究大会(東海北陸ブロック)の準備
 - ・ 利用者支援の質の向上を図るとともに、会員間の連帯を高めることを目的に開催する、 「全国社会就労センター総合研究大会(東海北陸ブロック)」の準備を進める。

会員事業所における次代のリーダーの養成

- (1) 第27期(令和5年度)リーダー養成ゼミナール
 - ・ 会員事業所における次代のリーダーを養成することを目的に、「リーダー養成ゼミナール」 を以下のとおり開催する(本ゼミナール修了生に「セルプ士」の資格を授与する)。

[日程/会場] 前期面接授業 令和5年8月23日(水)~25日(金)(3日間/対面開催) 後期面接授業 令和6年1月10日(水)~12日(金)(3日間/対面開催)

修 了 式 令和6年3月19日(火)(1日間/対面開催)

/全社協会議室(前期、後期、修了式)

〔定員/対象〕18名/社会就労センターの若手管理者およびリーダー職員

- (2)リーダー養成ゼミナールプログラム検討小委員会(仮称)の設置
 - ・ 第 28 期(令和6年度)リーダー養成ゼミナールに向けて、求められるリーダー像の明確 化やゼミナールの魅力向上を目的に、リーダー養成ゼミナールのプログラム構成を検討 する小委員会を設置する。

(3)日本セルプ士会との連携

- ・ セルプ協の内部組織である日本セルプ士会と連携し、リーダー養成ゼミナール修了生(セルプ士)の研鑽の機会を提供する。
 - ▶ リーダー養成ゼミナールフォローアップ研修会(日本セルプ士会主催)への協力
 - ※ フォローアップ研修会等の活動経費として、10万円を助成する。



○ セルプ協は、セルプセンターとともに SELP ブランドの価値向上につとめ、商品開発や広報を支援し、障がい者の就労支援の意義、役割を社会に発信します。

【SELP ブランドの価値向上、商品開発や広報の支援】

工賃・賃金向上に繋がる取り組み

- (1)官公需拡大(優先調達推進法に基づく受注の一層の拡大)に向けた取り組み
 - ・ 令和5年度に優先調達推進法が施行10周年を迎えることを記念して、さらなる優先調達推進法に基づく受注拡大に向けて、キャンペーンを実施する。
 - ▶ 優先調達推進法啓発ポスター(10周年特別版)の制作
 - ▶ 官公庁・メディアに対する「優先調達推進法」の周知
 - 都道府県組織、会員施設・事業所における啓発・営業活動の支援

(2)民需拡大に向けた取り組み

- ・ 民需拡大に繋がる施策(みなし雇用制度やそれに代わる仕組み)の検討を進め、適宜、 厚生労働省等への提言を行う。
- (3)全国ナイスハートバザール(国庫補助事業)等に係る取り組み
 - ・ 社会就労センターの商品・製品の販売機会を確保するとともに、障がい者の社会参加を 促進することを目的に、「全国ナイスハートバザール 2023」を開催する。また、更なる販 売機会の確保、障がい者就労支援施設の取り組みの周知を目的に、日本セルプセンター と連携し、国庫補助事業による販売会、施設の取り組み紹介を実施する。
 - ・ 社会就労センターの商品・製品の販売を担当している職員等を対象に「ナイスハートバザール・販売促進研修会」を開催する。
 - [日 程] 令和5年6月(1日間/オンライン(ライブ配信))
 - 〔対 象〕社会就労センターの販売担当職員、共同受注窓口担当者 等
 - 〔定 員〕100名
- (4) SELP 名称ならびにロゴマークを活用した SELP の理解促進に向けた取り組み
 - ・ 令和4年度に見直した規程類の周知を進め、会員事業所に SELP 名称ならびに SELP ロゴマークを活用いただき、一般市民の理解促進に取り組む。

【障がい者の就労支援の意義】

利用者の権利擁護の取り組み

- (1)利用者の権利擁護・虐待防止に係る取り組みの推進
 - ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所ごとに虐待防止の取組強化が 義務化されたことを踏まえ、全社協と協働し、以下の取り組みを行う。
 - ▶ 障害者虐待防止マネジャー研修会(全社協事業)への協力
 - ▶ 障害者虐待防止マネジャー研修会(全社協事業)の会員への周知
- (2)「障害者権利条約」の日本政府に対する総括所見及び一般的意見第8号の検討
 - ・ 令和4年9月に日本政府に対して勧告された総括所見及び一般的意見第8号の内容を精 査するとともに、セルプ協としての意見整理を行う。

(3)障害者就労の在り方の検討

・ 「障害者総合支援法等の一部を改正する法律に係る附帯決議(衆議院・参議院)」で障害 者雇用代行ビジネスへの留意事項が示されたことを受け、障害者就労の在り方を検討し、 セルプ協としての意見整理を行う。



○ セルプ協は、全国、ブロック、県のネットワークで支えあい、知恵と情報を共有し、社会的な困難を乗り越えていきます。

【SELP ネットワークの構築】

組織強化(会員拡大、ブロック・都道府県セルプ協の強化)

- (1)セルプ協の活動基盤の強化に向けた会員事業所の拡大
 - ・ 厚生労働省等への効果的な提言を行うための基盤強化に向けて、会員事業所の拡大に取り組む。

(2)会員事業所への情報提供

- ・ 会員事業所に制度動向やセルプ協の活動状況等の情報提供を行うことを目的に、以下の 取り組みを行う。
 - ▶ セルプ通信速報ならびにホームページによる情報提供
 - ホームページコンテンツの充実

(3)ブロック・都道府県セルプ協活動への支援

- ・ ブロック・都道府県セルプ協活動の強化を通して、会員事業所の地域での取り組みを間 接的に支援することを目的に、以下の取り組みを行う。
 - ▶ ブロックセルプ協に対する助成および都道府県セルプ協に対する会費還元の実施
 - ▶ ブロックセルプ協大会、研修等への本会役員の講師派遣

【社会的な困難への対応】

自然災害等を踏まえた会員事業所への支援

- (1)自然災害等の発生時の情報収集、災害支援金の周知・給付
 - ・ 自然災害等の発生時に迅速な情報収集を行うとともに、被災した会員事業所への災害支援金の給付を行う。
 - ※ 大規模災害発生時は、支援金給付に加え、人的支援・物的支援を行う。
 - ・ 災害支援基金に関連する規程類を見直し、持続可能な災害時支援の体制を構築する。



○ セルプ協は、世界の取り組みを学ぶとともに、日本の取り組みを世界に発信し、世界の障が い者の就労支援の質の向上に貢献することで、障がい者の就労支援のグローバルスタンダ ードを牽引し、「SELP (Support of Employment, Living and Participation)」が世界共通語 となる未来を創ります。

【SELP、セルプ協の取り組みの発信】

就労支援施設ならびにセルプ協の理解促進のための広報活動の強化

- (1)一般への広報活動の強化
 - ・ SELP Vision 2030 に関する事例をホームページに掲載し、会員事業所やセルプ協の取り 組みを一般の方に広報することを通して、障がい者就労支援施設やそこで働く利用者の 理解促進を図る。

国際協力の推進

- (1)WI、WAsia の活動への協力
 - ・ WJ(ワーカビリティ・ジャパン)の活動を通して、WI(ワーカビリティ・インターナショナル)、WAsia(ワーカビリティ・アジア)の活動への協力を行う。

<2>表彰事業

(1)永年勤続表彰

・ 20年以上に渡り社会就労センターで障がい等を理由に働くことが困難な方々への支援に 邁進され、功績があった方に対する表彰を実施する。

(2)協力企業・団体・官公庁等感謝

・ 社会就労センターの仕事の確保、障がい者の一般就労移行の推進に寄与し、その功績が 顕著な企業・団体・官公庁等に対する表彰を実施する。

<3>事業推進のための諸会議の開催

- (1)協議員総会(令和5年5月19日、令和6年2月22日)
- (2)常任協議員会
- (3)事業・会計監査
- (4)正副会長会議、正副会長・委員長会議の開催(適宜)
- (5)総務・財政・広報委員会
- (6)調査・研究・研修委員会
- (7)制度・政策・予算対策委員会
- (8)事業振興委員会
- (9)生保・社会事業部会
- (10) 雇用事業部会
- (11) 就労継続支援事業部会
- (12) 就労移行支援事業部会
- (13) 生産活動・生活介護事業部会

<4>全国社会福祉協議会への協力、関係団体との連携

1. 全国社会福祉協議会への協力

- (1)理事会・評議員会
- (2)社会福祉施設協議会連絡会会長会議および調査研究部会
- (3)政策委員会
- (4)福祉サービスの質の向上推進委員会
- (5)福祉施設長専門講座運営委員会
- (6)国際社会福祉基金委員会
- (7)障害関係種別協議会等会長会議
- (8)障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会

2. 関係団体との連携

- (1)公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- (2)障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟
- (3)グループホーム懇談会
- (4)一般社団法人日本農福連携協会
- (5)特定非営利活動法人日本障害者協議会
- (6)社会福祉法人福利厚生センター
- (7)障害者放送協議会

3. 中央省庁等事業への参画

(1)厚生労働省・社会保障審議会障害者部会